

2 水質基準等

(1) 水質基準項目 51 項目

水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号。平成16年4月1日施行）

水質基準に関する省令の一部を改正する省令（令和2年3月25日厚生労働省令第38号。令和2年4月1日施行）

	項 目	基準値	区 分
1	一般細菌	100個/mL以下	病原生物の代替指標
2	大腸菌	検出されないこと	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	無機物・重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	一般有機物
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	
21	塩素酸	0.6mg/L以下	消毒副生成物
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	
26	臭素酸	0.01mg/L以下	
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	
30	ブromホルム	0.09mg/L以下	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	着 色
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	味
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	着 色
38	塩化物イオン	200mg/L以下	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	味
40	蒸発残留物	500mg/L以下	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	発 泡
42	ジェオスミン	0.0001mg/L以下	かび臭
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	発 泡
45	フェノール類	0.005mg/L以下	臭 気
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	味
47	pH値	5.8以上8.6以下	基礎的性状
48	味	異常でないこと	
49	臭気	異常でないこと	
50	色度	5度以下	
51	濁度	2度以下	

参考資料

(2) 水質管理目標設定項目 27 項目

水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について

(平成15年10月10日健発第1010004号厚生労働省健康局長通知)

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正等について

(令和4年3月31日生食発0331第3号厚生労働大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知。令和4年4月1日施行)

	項 目	目標値	区 分
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	無機物・重金属
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下 (暫定)	
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	一般有機物
8	トルエン	0.4mg/L以下	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	消毒副生成物
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	消毒剤
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下 (暫定)	消毒副生成物
14	抱水クロラル	0.02mg/L以下 (暫定)	
15	農薬類 (注1)	1以下 (注2)	農 薬
16	残留塩素	1mg/L以下	臭 気
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	味
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	色
19	遊離炭酸	20mg/L以下	味
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	臭 気
21	メチル tert-ブチルエーテル (MTBE)	0.02mg/L以下	
22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	味
23	臭気強度 (TON)	3以下	臭 気
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	味
25	濁度	1度以下	基礎的性状
26	pH値	7.5程度	腐 食
27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	
28	従属栄養細菌	2000個/mL以下 (暫定)	水道施設の健全性の指標
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	一般有機物
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	色
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) の量の和として0.00005mg/L以下 (暫定)	一般有機物

(注1) 農薬類は、115の農薬リストから水源地域の使用時期や状況を勘案して必要な農薬を選定し、検査結果を総合的に評価する。

(注2) 農薬類の目標値は、各農薬の検出値をそれぞれ目標値で除した値を合計し、その合計値が1以下であることを示す。

(注3) 4,6及び11は水質基準項目に移行されたことから、7は水質管理目標設定項目から削除され、4項目が欠番になっている。

(3) 要検討項目 46項目

水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について

(平成4年12月21日衛水第270号厚生省生活衛生局水道整備課長通知)

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の一部改正における留意事項について

(令和3年3月26日薬生水発0326第1号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知。令和3年4月1日施行)

項目	目標値	区分
1 銀及びその化合物	—	無機物・重金属
2 バリウム及びその化合物	0.7mg/L	
3 ビスマス及びその化合物	—	
4 モリブデン及びその化合物	0.07mg/L	
5 アクリルアミド	0.0005mg/L	有機物
6 アクリル酸	—	
7 17-β-エストラジオール	0.00008mg/L(暫定)	
8 エチニル-エストラジオール	0.00002mg/L(暫定)	
9 エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5mg/L	
10 エピクロロヒドリン	0.0004mg/L(暫定)	
11 塩化ビニル	0.002mg/L	
12 酢酸ビニル	—	
13 2,4-トルエンジアミン	—	
14 2,6-トルエンジアミン	—	
15 N, N-ジメチルアニリン	—	
16 スチレン	0.02mg/L	非意図的生成物
17 ダイオキシン類	1pg-TEQ/L(暫定)	
18 トリエチレンテトラミン	—	有機物
19 ノニルフェノール	0.3mg/L(暫定)	
20 ビスフェノールA	0.1mg/L(暫定)	
21 ヒドラジン	—	
22 1,2-ブタジエン	—	
23 1,3-ブタジエン	—	
24 フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01mg/L	
25 フタル酸ブチルベンジル	0.5mg/L	
26 ミクロキスチン-LR	0.0008mg/L(暫定)	
27 有機すず化合物	0.0006mg/L(暫定)(トリブチルスズオキシド(TBTO))	
28 プロモクロロ酢酸	—	消毒副生成物
29 プロモジクロロ酢酸	—	
30 ジプロモクロロ酢酸	—	
31 プロモ酢酸	—	
32 ジプロモ酢酸	—	
33 トリプロモ酢酸	—	
34 トリクロロアセトニトリル	—	
35 プロモクロロアセトニトリル	—	
36 ジプロモアセトニトリル	0.06mg/L	
37 アセトアルデヒド	—	
38 MX	0.001mg/L	有機物
39 キシレン	0.4mg/L	
40 過塩素酸	0.025mg/L	無機物
41 N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)	0.0001mg/L	有機物
42 アニリン	0.02mg/L	
43 キノリン	0.0001mg/L	
44 1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02mg/L	
45 ニトリロ三酢酸 (NTA)	0.2mg/L	
46 ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)	—	

参考資料